

報道関係者 各位

平成26年 7月 4日

【照会先】

保険局 総務課 医療費適正化対策推進室
室 長 安藤 公一 (内線 3176)
室長補佐 加藤 正嗣 (内線 3217)
主 査 近藤 亮平 (内線 3179)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2164

平成 24 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

～特定健康診査の実施率は 46.2%～

厚生労働省では、このたび、平成 24 年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」を取りまとめましたので公表します。

これは、平成 20 年度から、40 歳から 74 歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査・保健指導を実施することが、医療保険者に対し義務付けられたことから、厚生労働省において、保険者からの実施状況に関する報告内容を精査し、取りまとめたものです。

【実施状況結果のポイント】

1. 特定健康診査の実施率 (別添 P1、表 1)

- ・ 特定健康診査の対象者数は約 5,281 万人 (平成 23 年度約 5,253 万人)、受診者数は約 2,440 万人 (同 2,347 万人)。
- ・ 実施率は 46.2% (平成 23 年度と比べて 1.5 ポイント向上)。

2. 特定保健指導の実施率 (別添 P5、表 5)

- ・ 特定保健指導の対象者^{※1}数は約 432 万人 (同約 427 万人) で、健診受診者に占める割合は 17.7% (同 18.2%)。
- ・ 特定保健指導の終了者数は約 71 万人 (同約 64 万人) で、保健指導対象者に占める割合は 16.4% (平成 23 年度と比べ 1.4 ポイント向上)。

※1 特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要とされた人を指します。

3. メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率 (別添 P8)

- ・ 特定保健指導の対象者数の減少率^{※2}は対 20 年度比で 12.0% (同 9.7%)。

※2 「全国医療費適正化計画」の中で、「メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率」は、「特定保健指導の対象者の減少率」を目標とする、と定められています。